

世界で通用する「グローバル特許明細書」

この資料は、知的財産活用研究所の名誉研究員、篠原泰正のレポート、およびブログをもとに編集をしております。(2015/03/09 改定)

「もくじ」

1. 特許明細書とは何か
2. 権利が絡むから、一定のルールがある
3. 発明は隠さず開示する義務がある
4. そもそも特許明細書 (Patent Specifications) とは
5. 特許明細書は「特許仕様書」と定義されている
6. 【請求項(クレーム)】とは
7. 権利の主張を曖昧文章で広げることは難しい
8. 【請求項】を発明の開示部分へ切り貼りした特許明細書
9. 日本語では難しい、一筆書きの【請求項】
10. 米国特許明細書の【請求項(クレーム)】
11. 日本特許明細書の【請求項】
12. 「グローバル特許明細書」になっているか
13. 「グローバル特許明細書」が、なぜ必要なのか
14. 翻訳者によって違う意味になるリスクがある
15. 「これはなんだ！」日本特許明細書からリストアップした
16. このように改善すれば「グローバル特許明細書」がつかれる
17. 「グローバル特許明細書」の確認とチェックポイント(例)
18. 日本人が英語で書いた米国特許明細書例

1.特許明細書とはなにか

まず特許明細書とは何か、を考えてみる。特許明細書は「発明技術の説明書」である。技術の説明は、背景の異なる人たちにも理解できるように明快に記述せねばならない。特許権利が切れて誰かが“特許明細書に書いてある通りにやれば再現ができた”というのが特許明細書の基本である。もし明確に開示したくない技術であれば特許出願をしなければ済むことである。特許出願をして権利を取得するのが目的であれば自分の発明を明快に開示する義務が生じるのは当然といえる。

2.権利が絡むから一定のルールがある

発明を開示してその権利を獲得するために、そこには一定の様式、あるいは常用の様式があるのは当然である。しかし技術は、普遍性のあるものであるから、それを記述する際には、文化的な要素はできるだけ排除されているはずだ。従って、特許明細書の文章は「文明言語」で記述されていると見做すことができる。技術の説明には「文才」は必要なく事実をありのままに記述するだけでよい。大事なことは読み手側に理解して頂こうと言う相手の立場を考えた「心」である。つまり「文書マナー」が守れない人は明快で分かりやすい特許明細書は書けないと

3.発明は隠さず開示する義務がある

世界の普遍事項である特許システムの中で、その権利と義務に関する理念は、まさに世界共通であるはずだ。それは“一定期間の独占権を与えます（権利）ので、その見返りとして、発明は隠さず明快にわかりやすく世の中に開示してください”というものである（義務）。

違いがあるとすれば、日本人は、財産は溜め込むものと考え、欧米人は財産は運用するもの、と考える違いだ。そこから出てくる論理展開のやり方の違い、そしてその結果としての記述の構造の違いがでてきているのかも知れない。

4.そもそも特許明細書(Patent Specifications)とは

文書のなかでも代表的なものに仕様書がある。日本語で仕様書と呼ばれている「Specifications」の原義はナンだろうか。基本語辞典をみると次のように説明されている。

specify(動詞) ; state exactly or in detail; 正確にあるいは詳細に述べること、とある。

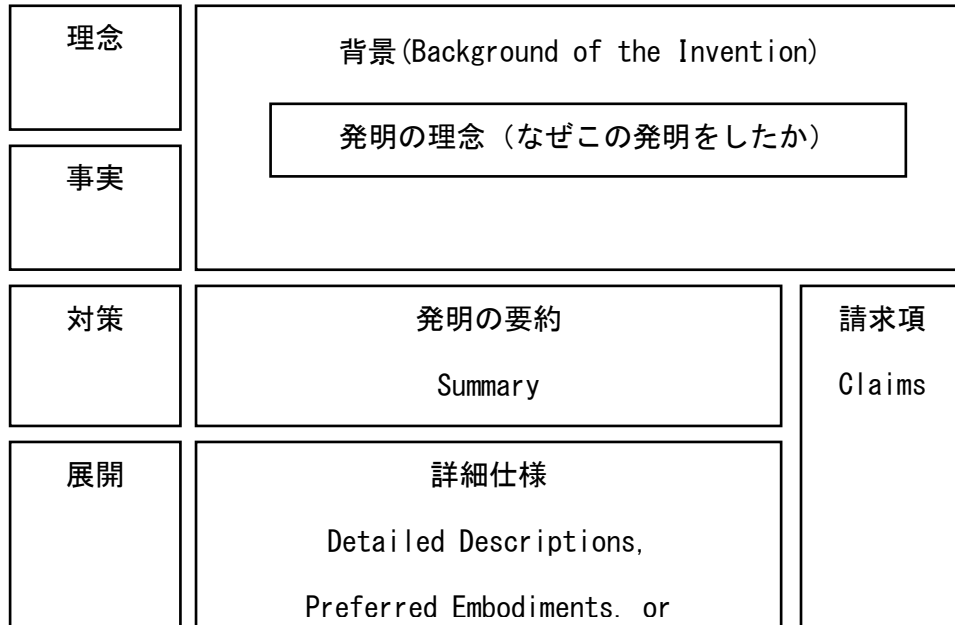
specification (名詞) ; a detailed statement of what is wanted or required;望まれていること、あるいは要求されていることを詳細に述べること、とある。

specific (形容詞) ; definite, particular, precise;限定的な、特別な、精密な、というように極めてはっきりとした、他とまぎれないという意味で使われることが分かる。仕様書の一つである「日本特許明細書」を読むと、これはとてもじゃないが「仕様書」なんて呼べるものではない。

「Patent Specifications」はその名のとおり、特許権の獲得を目的とした発明に関する仕様書であり、これが、どういう発明であるかが読んで分かるように書かれていなければならない。

米国の特許法でも国内の特許法でも、明確に分かりやすく記述すること、と定められている。その発明で独占の権利を得る代わりに技術を開示することは約束ごとである。開示したくなければ出願しないでおけばいいだけの話である。

【特許明細書の構成図】



5・特許明細書は「特許仕様書」と定義されている

国特許明細書は、単に技術文書の一つであり、英語標記 (Specification) のとおり「発明仕様書」の一種に過ぎないという位置づけである。ただクレーム部分は、発明の権利を主張する権利文章であるから、その記述において、主張する権利の範囲を損なわないように、他者の権利に引っかからないように法的な眼で注意を要するというルールは定められている。

ちなみに日本はそのような規定は見当たらない。ただ“審査官が理解できるように書いてください”という文面は感じとれるが、記述方法については規定されていない。あるとすれば文章のおしまいに“〇〇の発明である。”とピリオドで〆られ、一文になっているだけである。

6・【請求項(クレーム)】とは

特許の権利は、明快な言語で請求する (c l a i m) 必要がある。世界の中で唯一の汎用言語は、日本語でなく英語である。従って、世界の中で権利を主張するためには、英語型で行なうこと、つまり権利を獲得するためには英語のベースとなっている思考方式の上で主張するのがグローバル化への早道と考える。

たしかに米国特許明細書のクレームは特殊な記述方式が取られているので、一見したところ難解に見える。しかし慣れてくれば読みやすい文章で書かれていることが分かる。発明の詳細説明も、漏れがないように、しつこく書かれているので読んでいて嫌になることもあるが背景や要約は通常の記事で書かれている。

英語の利便さを考えれば、特許制度の整備が急がれる新興国の特許明細書は外国から英文で出願され、そのまま自国の特許明細書になる可能性だって十分にある。

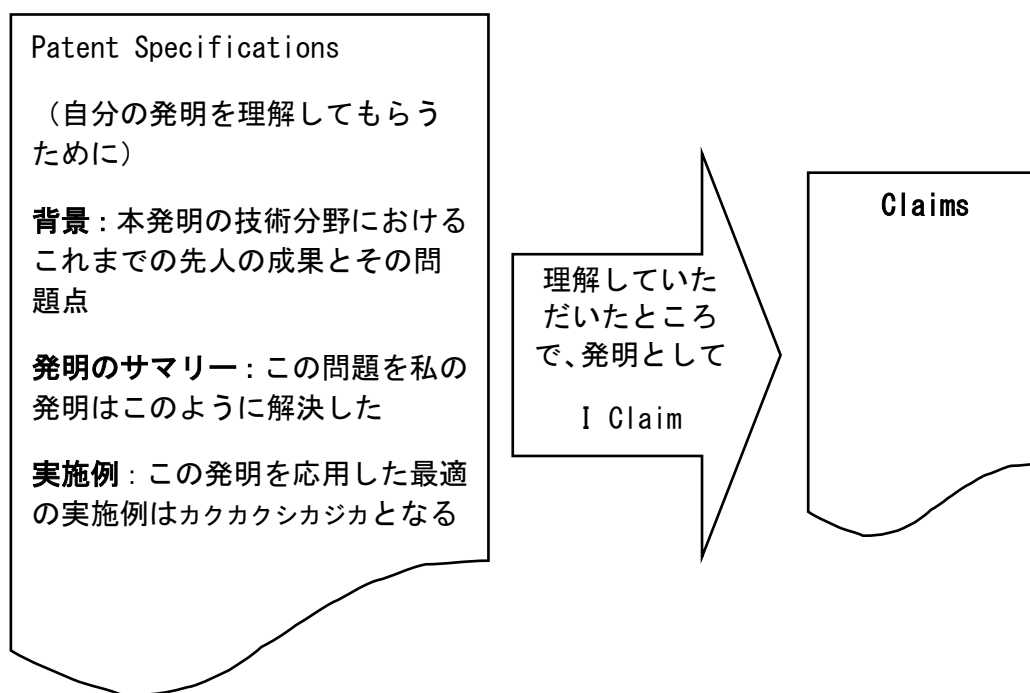
7. 権利の主張を曖昧文章で広げることは難しい

【請求項】とは「発明を特徴つける、最小限の物、工程、特徴を記述したもので、適切に相互関連を持った部分（部品）の最小限のセットである」。すなわち、そのセットが発明を形づくっているものと、定義されている。従って「広い」という表現より「強固」といったほうが適切といえる。

上位概念の技術用語を使えば広くなるという単純なものではない。明細書の中で発明を丁寧に説明して、ご理解をいただいたうえで“私はこのように発明の権利を請求いたします”というのが決まりであると思う。

発明の背景と概要と詳細説明と請求項から成り立つ特許明細書は【請求項】をサポートするものになっていなければならない、と米国特許法（これは世界共通）では明確に規定されている。

欧米の常識からいえば、文書は主題の背景を述べ、主題の概要を説明し、それを実際に展開するとどうなるか、そして実験結果や展開計画を述べる構成となっている。特許明細書では、それらをご理解戴いたところで“私は請求します”と、つまり「アイ、クレーム」となる権利主張を最後に行うのが自然な流れである。



8.【請求項】を発明の開示部分へ切り貼りした特許明細書

日本特許明細書は、なぜグローバル化の対極の位置にある文書になっているのか、という疑問を解くためには米国の特許と比較することが手取り早い。

「米国特許明細書」で、発明の概要（ Summary of the Invention）にあたる「課題を解決する手段」というセクションがある。この部分での説明も【請求項】の複製で済まされていることは驚きである。

特許権を請求した、あるいは特許権利を獲得した発明技術がどのようなものなのか、誰にでも分かるように簡潔に明快に説明しなければならない場所が請求項の文章と同じである。これは論理の流れからいって、ありえないことである。

発明の背景と概要と詳細説明と請求項から成り立つ特許明細書は【請求項】をサポートするものになっていなければならないと、米国特許法では明確に規定されている。【請求項】と同じ文章を載せるなら、わざわざこのようなセクションを設ける必要はない。

以下の資料は【請求項】を「課題を解決する手段」へ切り貼りした特許明細書である。その切り貼り文章を「日・日翻訳」したサンプル出ある。

- ・ 原文は一文となっているが解読が難しくフレーズごとに分割している。それでも理解が難しい。「課題を解決するための手段」は普通の技術文章で分かりやすく書かれるべきである。
- ・ サンプルのように「日→日翻訳」した一般文章であれば発明者は、楽に書け、理解もしやすいと思う。
- ・ 原文は明細書と【請求項】の整合性を取るために手っ取り早く【請求項】の文章を、そのまま明細書へ貼り付けたと想定できる。明らかに手抜きと思われる。

【課題を解決するための手段】

前記目的を達成するための
本発明のブレード部材の取付機構は、
所定の厚みを有するブレード部材を支持する支持部材と、
この支持部材を所定位置に固定する取付部材を
備え、
画像形成に用いられる像担持体に
前記ブレード部材のエッジ部を当接させる
ブレード部材の取付機構において、
前記ブレード部材に形成した複数のエッジ部から
任意の1つのエッジ部を選択して
前記像担持体に当接させる構成としたことを特徴とする。
このような構成により、
ブレード部材の一端が摩耗、損傷している場合、
ブレード部材における未使用のエッジ部を
像担持体に当接させることで、
ブレード部材の再利用効率を向上させることができる。

また本発明のブレード部材の取付機構は、
前記ブレード部材先端の両側をエッジ部とし、
前記支持部材を反転させて所定位置に固定した場合に、
像担持体に対する前記ブレード部材のエッジ部の当接位置が、
反転前における前記ブレード部材のエッジ部の当接位置と
略同一になるように構成したことを特徴とする。

【課題を解決するための手段（発明の概要）】

前記の課題を解決するために、

本発明は

感光体ドラムの表面上に残るトナーを掻き落とすための刃（ブレード）を取り付ける装置（デバイス）を

提供する。

このブレード取り付け装置は

使用上必要な厚みを有したブレードを固定するための支持部と

その支持部を定められた位置に固定するための取り付け部を

有する。

この支持部（ユニット）と取り付け部（ユニット）は

ブレードの先端に設けられた上下の刃先（エッジ）のどちらか1つが感光体ドラムの表面に、定められた距離を保って接触するように

後述する清掃用カートリッジ部に

取り付けられている。

このブレード取り付け装置において、このブレードは

ブレードを固定している支持部から

保守要員の手で、容易に取り外すことが可能であり、

取り外したブレードの表と裏を反転させて

再度、容易に、支持部に固定することができる。

このように、まだ使用されていない刃先を利用することにより、

消耗部品である1枚のブレードを2度使用できることになり、

資源の有効活用の度合いを向上させることが可能になる。

さらに、ブレードを取り外し、表裏を反転させて再度装着する作業は、支持部と取り付け部を脱着、あるいは動かすことなく行えるため、

再度装着されたブレードの刃先と感光体ドラムの表面の距離は

取り替える前の刃先とほぼ同一となる。

9.日本語では難しい、一筆書きの【請求項】

いつの頃から、誰が定めたのか知らないが【請求項】は一つの文章（つまりピリオドまで）で書くことになっているようだ。確かにアメリカでは【請求項】を次のとおりに規定している。

【請求項】とは発明を明確にして正確な言語を使って記述すること。すなわち“【請求項】とは特定の法的記述であり、特定の形式にのっとって書かれており、そしてその形式とは単一文章で記述する”と

アメリカは憲法第一条に書かれているように財産権の保護については極めて敏感である。だから権利を主張する【請求項】は更に厳密かつ明確にするように求めている。

10、米国特許明細書の【請求項】

「米国特許明細書」の【請求項】は、確かにピリオド一つの一文中で書かれているが、日本語と英語では言語としての条件が異なる。

英語（英語だけでなく欧州語も）は、記述の切れ目を付けるのに、コンマ（、）、セミコロン（;）、コロンの（:）、ピリオド（.）と四段階を利用できる。これで区分けできるから、ピリオド一の文章形式になっていても、さほど苦勞なしに読むことができる。

しかも、この区切りの道具だけでなく、動詞の分詞形、文法でいう過去分詞とかINGの現在分詞、さらには不定詞も利用できるから、本動詞、すなわち文章の核である動詞の原型がなくとも意味を伝えることができる。

さらにいえば、関係代名詞や関係副詞（wherein つまり in which ）という便利な道具も揃っているから、いくらでも言葉をつないで行くことができる。一つの文章で書くのが苦にならない。少し勉強すれば誰でも【請求項】の形式にのっとなって書けるようになる。

11.日本特許明細書の【請求項】

日本語は、こうはいかない。単語と文節をつないでいく接着道具には「テニオハ」しかないのだから、通常の文章においても少し長くなると、なにを言わんとしているのかわからなくなる。

このような言語を操って、あれも請求したい、これも請求しておきたい、と一つの【請求項】の中に、てんこ盛りに構成要素や機能や方法を入れ込んで誰にも理解できないのは当然である。

どうせ米国流をまねするのなら、ついでに特許明細書、特に【請求項】の構成も米国流に合わせてもらえればありがたいのだが、ここだけは、「日本オリジナル」が守られている。

なるほど、形だけは似ているが本質は見事に無視されている。米国では【請求項】の文章表現は不明瞭なところが無く、十分に明確であり、構成要素が肯定的に説明されており、明細書によって支持されていることが条件である」と、規定されている。

12.「グローバル特許明細書」になっているか？

大きく2つの要件を満たす必要がある

1. 文書全体の記述構成が論理的な展開（流れ）になっているか

論理的な流れとは、例えば、大枠から細部へ、構成要素全体から各要素へ、抽象的概念から具体的説明へと（①～③）。

①「文書の全体構成は、理念から主題展開へ」→主題概要から詳細展開へ、事実把握から問題点の抽出へ、問題点の明確化からその対策案へ、対策案からその具体的展開方法へ

②「部分の中の展開は、大枠から各構成要素へ」→主事項から従事項へ、一般事項から具体事項へ

③「文章の中の展開は、重要事項から枝葉末節へ」→一般名称から具体名称へ、一般動作から具体動作へ、一般関係から具体関係へ

2. 文章そのものが明快に書かれているか：

文章を読むだけで事実関係が把握でき、誤解を生まないシンプルな文章になっているか。例えば、論理的な流れに混乱があると、欧米社会では稚拙な文書とみなされ、不利益を蒙る元になる。

日本人が読めば、なんとか理解できる文章でも、例えば、主語がなければそのままでは外国語への翻訳はできない。“主語は翻訳者が考えて下さい！”これは無責任である。また、言語としての日本語の観点から、例えば、テニオハの使い方の誤りなどを正す必要がある。

13.グローバル特許明細書が何故必要なのか

知財のグローバル化で今後は新興国の特許制度が整備されていく。ただし特許制度の整備は外国からの圧力によるものである。自国が自発的に特許制度を整備する必要性はさほど感じていない。であれば特許制度の運営はコストを掛けずに英語が堪能な一部のエリートに任せるのが常套手段であろう。全てのやり取りは英語となる。

もちろん外国からの「特許出願明細書」は英語での受付を可能とする。であれば各国で発行される特許明細書は、提出された英語文のままで発行される可能性だってある。

しかし、いまの「日本特許出願明細書」から英語翻訳された「英文特許明細書（ジャパニッシュ）」で、きちんと理解できる外国人はほとんど居ないであろう。

新興国での特許出願は困難となる。誰もが理解できるオープンな英語で書く必要がここにある。原本となる「特許出願明細書」は、多言語と互換性あるオープンな日本語文章で書かなければならない。

14.「グローバル特許明細書」の確認事項とチェックポイント例

アメリカ流の「グローバル特許明細書」をつくりあげるには、米国企業の「米国特許明細書」を入手して、下記の事項を確認していけばよい。

(1) . 請求項を含み、文書全体として、特許明細書がどのような構成で成り立っているのか、他者に当方の主張を納得させるためには、特許明細書は、どのような流れで構成しているのか、

(2) . 背景から望ましい実施例までの記述と請求項との関係を、どのように整合を取っているのか、すなわち、明細書の中の記述が請求項をどのようにサポートしているのか、

(3) . 背景、発明の要約、実施例（詳細説明）の各部分の中が、どのようなパラグラフで構成されているのか、一つのパラグラフには一つのサブジェクトという原則の下に、どのように区切られているのか、また、各パラグラフ間の配列順序はどのようにになっているのか、

(4) . 一つのパラグラフを構成している各文章の構造は、どのようにになっているのか、これら (1) ~ (4) の確認ができれば、以下の手順で実際の作業をしてみると世界で通用する「グローバル特許明細書」の本質が理解でき、文章の書き方も分かるはずだ。

▼チェックポイント

- ①請求項は、米国型の請求項になるように文章形態を書き直す
- ②文書構成が論理的な流れになるようにパラグラフ等を並び替える
- ③背景技術や発明概要の説明が不足している場合には追加する
- ④「誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように」、という、5 W 1 Hの要素を確認する
- ⑤主語が存在しない文章と、なっていないか
- ⑥構成要素（要件）のお互いの関係状態が明確になっているか
- ⑦AからBへの動作・機能が明確になっているか
- ⑧主体（主語）の属性を明確に定義しているか、
- ⑨主体と他要素の関係状態を明確に述べているか、
- ⑩主体から他要素への動作を明確に説明しているか、
- ⑪記述の目的が曖昧になっている個所は、ないか
- ⑫特殊な専門用語が多用されていないか、など

15.日本人が英語で書いた米国特許明細書の見本

日本のベンチャー企業が米国で取得した「金が稼げる特許」のうち、1件を機械翻訳ソフトにかけて翻訳をした実例を挙げる。和製英語(ジャパニッシュ)ではないので、文節毎(フレーズ毎)に切ることは容易である。和製英語は、下記のように文節毎に切ることは出来ない。修正は、()部分でしているが、たいした手間は掛からない。因みこの特許は、日本には出願されていない。とりあえず「Absuttract」部分を紹介する。和訳をつけているが、このような日本語で書くことは難しくないはずだ。

【Abstract】

A smart delivery system is provided for transmitting video, audio, hyper-text and web documents to end users via the internet over telephone lines, fiber optics,

satellite link, or other direct communications on a non-realtime discontinuous basis in which the server providing the information periodically ascertains whether the end user terminal is busy. If so, the transmission to the end user is terminated and the information is stored until such time as the "busy" indication is terminated. In one embodiment, the indication for the end user of incoming information is in the form of an icon generated on-screen on which the user can click to obtain the sought-after information.

【Abstract : アブストラクト】

A smart delivery system is provided

- ・ 高性能なデリバリーシステムは、設けられている (が提供される)

for transmitting video, audio, hyper-text and web documents to end users

- ・ ビデオ、オーディオ、ハイパーテキスト、およびウェブ・ドキュメントをエンドユーザに発信するために

via the internet over telephone lines, fiber optics, satellite link, or other direct communications

- ・ 電話線路、光ファイバ、衛星リンクまたは他の直通無線の上のインターネットを介して (直接通信)

on a non-realtime discontinuous basis

- ・ 非リアルタイム不連続な基礎に (ベース) in which いずれで (そこにおいて)

the server providing the information periodically ascertains whether the end user terminal is busy.

- ・ 周期的に情報を提供しているサーバは、エンドユーザ端末が混んでいるかどうか確認する。
- ・ If so, その場合は、

the transmission to the end user is terminated

- ・ エンドユーザに対する伝送は、終了される and そして、

the information is stored until such time as the "busy" indication is terminated.

- ・ 「忙しい」表示のような時間が終了されるまで、情報は格納される。(が終了される時間まで)

- ・ In one embodiment, 実施例において、

the indication for the end user of incoming information is in the form of an icon generated on-screen

- ・ 入って来る情報のエンドユーザのための表示は、スクリーン上で発生するアイコンの形で(ある)

on which_いずれに (以上において)

the user can click to obtain the sought-after information.

- ・ ユーザは、求められている情報を入手するためにクリックすることができる。

◆ 関連資料の紹介:

I PMA HP トップ画面から

1. 「知財経営を学ぶ」から「知財立国を支える弁理士」へアクセスして下さい
さい

2. 2016/04/15 米国企業から日本国へ出願された特許明細書（公表公報）は、なぜ難解なのか、へアクセスして下さい

◆お知らせ:

米国特許弁護士が書いた「米国特許明細書のクレームを知りクレームを書く Writing Claims ; Claim Types」のテキスト（PDF）を、ホームページへアップしています。英語と日本語を対訳していますので持ち運びが出来るように小冊子タイプで印刷してお使いください。